

苫小牧市建築基準法施行条例（昭和43年条例第11号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(確認申請等手数料)</p> <p>第59条の2 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知をしようとする者は、申請又は通知の際に、1件につき、別表1の左欄の床面積の合計の区分に _____ 対応する同表の右欄に定める額（ _____ _____ 以下「基本額」という。）の手数料を納入しなければならない。</p> <p><u>ただし、申請又は通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について次項各号に掲げる場合の区分に応じた当該各号に定める額を、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準に適合するかどうかの審査をする場合においては、一の建築物につき別表1の2の左欄の用途の区分に対応する同表の右欄に定める額を、それぞれ基本額に加算した額の手数料を納入しなければならない。</u></p>	<p>(確認申請等手数料)</p> <p>第59条の2 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知をしようとする者は、申請又は通知の際に、1件につき、別表1の左欄の床面積の合計の区分にそれぞれ対応する同表の右欄に定める額（<u>申請又は通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該額に第3項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額。</u>以下「基本額」という。）の手数料を納入しなければならない。</p>
<p>2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による通知をしようとする者は、申請又は通知の際に、1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納入しなければならない。</p> <p>(1) 建築設備を設置する場合（次号に掲げる場合を除く。） <u>1</u></p>	<p>2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定による通知をしようとする者は、申請又は通知の際に、1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納入しなければならない。</p> <p>(1) 建築設備を設置する場合（次号に掲げる場合を除く。） <u>1</u></p>

<p><u>5, 000円</u></p> <p>(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 <u>9, 000円</u></p>	<p><u>4, 000円</u></p> <p>(2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 <u>8, 000円</u></p>
<p>3 法第88条第1項及び第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第2項の規定による通知をしようとする者は、申請又は通知の際に、1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を納入しなければならない。</p> <p>(1) 工作物を築造する場合（次号に掲げる場合を除く。） <u>14, 000円</u></p> <p>(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 <u>9, 000円</u></p>	<p>3 法第88条第1項及び第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第2項の規定による通知をしようとする者は、申請又は通知の際に、1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を納入しなければならない。</p> <p>(1) 工作物を築造する場合（次号に掲げる場合を除く。） <u>13, 000円</u></p> <p>(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 <u>8, 000円</u></p>
<p>(完了検査申請等手数料)</p> <p>第59条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定による通知をしようとする者は、申請又は通知の際に、1件につき、<u>16, 000円</u>の手数を納入しなければならない。</p> <p>4 法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第20項の規定による通知をしようとする者は、申請又は通知の際に、1件につき、<u>13, 000円</u>の手数を納入しなければならない。</p>	<p>(完了検査申請等手数料)</p> <p>第59条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定による通知をしようとする者は、申請又は通知の際に、1件につき、<u>15, 000円</u>の手数を納入しなければならない。</p> <p>4 法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請又は法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第20項の規定による通知をしようとする者は、申請又は通知の際に、1件につき、<u>12, 000円</u>の手数を納入しなければならない。</p>
<p>附 則</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	

2 改正後の苫小牧市建築基準法施行条例第59条の2、第59条の3及び別表1から別表4までの規定は、この条例の施行の日以後にする確認、検査、指定、許可、認定又は指定、許可もしくは認定の取消しの申請（以下「確認申請等」という。）に係る手数料について適用し、同日前にした確認申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

【改正後】

別表1（第59条の2関係）

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	15,000円 (当該申請等に係る建築物が令第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物の場合（以下「確認の特例の場合」という。）にあつては、12,000円)
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	24,000円 (確認の特例の場合にあつては、19,000円)
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	36,000円 (確認の特例の場合にあつては、28,000円)
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	48,000円
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	78,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	99,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	200,000円
5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	320,000円
1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	480,000円
2万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	720,000円
5万平方メートルを超えるもの	960,000円

備考（略）

【改正前】

別表1（第59条の2関係）

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	8,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	13,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	19,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	25,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	41,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	56,000円
2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	170,000円
（新設）	（新設）
1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	280,000円
（新設）	（新設）
5万平方メートルを超えるもの	500,000円

備考（略）

【改正後】

別表1の2（第59条の2関係）

<u>建築物の用途</u>	<u>手数料の額</u>
一戸建ての住宅	8,000円
共同住宅	32,000円

【改正前】

（新設）

【改正後】

別表2（第59条の3関係）

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	20,000円 (当該申請等に係る建築物が令第10条第1号、第3号又は第4号に掲げる建築物の場合(以下この表及び別表3において「検査の特例の場合」という。)にあつては、 <u>13,000円</u>)
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	23,000円 (検査の特例の場合にあつては、 <u>16,000円</u>)
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	27,000円 (検査の特例の場合にあつては、 <u>20,000円</u>)
200平方メートルを超え、 <u>300</u> 平方メートル以内のもの	<u>35,000円</u>
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>58,000円</u>
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>73,000円</u>
2,000平方メートルを超え、 <u>5,000</u> 平方メートル以内のもの	<u>150,000円</u>
<u>5,000</u> 平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	190,000円
1万平方メートルを超え、 <u>2万</u> 平方メートル以内のもの	<u>230,000円</u>
<u>2万</u> 平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	330,000円
5万平方メートルを超えるもの	<u>430,000円</u>

備考 (略)

【改正前】

別表2（第59条の3関係）

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>13,000円</u>
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	<u>16,000円</u>
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>20,000円</u>
200平方メートルを超え、 <u>500</u> 平方メートル以内のもの	<u>26,000円</u>
<u>500</u> 平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>41,000円</u>
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	<u>56,000円</u>
2,000平方メートルを超え、 <u>1万</u> 平方メートル以内のもの	<u>130,000円</u>
(新設)	(新設)
1万平方メートルを超え、 <u>5万</u> 平方メートル以内のもの	<u>210,000円</u>
(新設)	(新設)
5万平方メートルを超えるもの	<u>410,000円</u>

備考（略）

【改正後】

別表3（第59条の3関係）

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	18,000円 (検査の特例の場合にあつては、 12,000円)
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	22,000円 (検査の特例の場合にあつては、 15,000円)
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	26,000円 (検査の特例の場合にあつては、 19,000円)
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	34,000円
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	56,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	71,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	140,000円
5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	180,000円
1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	220,000円
2万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	320,000円
5万平方メートルを超えるもの	420,000円

備考 (略)

【改正前】

別表3（第59条の3関係）

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	12,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	19,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	25,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	38,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	52,000円
2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	120,000円
(新設)	(新設)
1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	200,000円
(新設)	(新設)
5万平方メートルを超えるもの	400,000円

備考 (略)

【改正後】

別表4（第59条の3の2関係）

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	15,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	18,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	22,000円
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	29,000円
300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	39,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	52,000円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	130,000円
5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	160,000円
1万平方メートルを超え、2万平方メートル以内のもの	200,000円
2万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	300,000円
5万平方メートルを超えるもの	400,000円

【改正前】

別表4（第59条の3の2関係）

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	13,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	19,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	25,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	37,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	49,000円
2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	110,000円
(新設)	(新設)
1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	180,000円
(新設)	(新設)
5万平方メートルを超えるもの	350,000円

